

て、登記官が当該代理人から法務省令で定めることにより当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な情報の提供を受け、かつ、その内容を相当と認めるとき。

二 当該申請に係る申請情報（委任による代理人によつて申請する場合にあつては、その権限を証する情報）を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録について、公証人（公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第八条の規定により公証人の職務を行う法務事務官を含む。）から当該申請人が第一項の登記義務者であることを確認するために必要な認証がされ、かつ、登記官がその内容を相当と認めるとき。

（登記官による本人確認）

第二十四条 登記官は、登記の申請があつた場合において、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるとときは、次条の規定により当該申請を却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならない。

（申請の却下）

第二十五条 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、登記の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 申請に係る不動産の所在地が当該申請を受けた登記所の管轄に属しないとき。

二 申請が登記事項（他の法令の規定により登記記録として登記すべき事項を含む。）以外の事項の登記を目的とするとき。

三 申請に係る登記が既に登記されているとき。

四 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

五 申請情報又はその提供の方法がこの法律に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき。

六 申請情報の内容である不動産又は登記の目的である権利が登記記録と合致しないとき。

七 申請情報の内容である登記義務者（第六十一条、第七十七条、第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）、第九十三条（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）又は第一百条前段の場合にあつては、登記名義人の氏名若しくは名称又は住所が登記記録と合致しないとき。

八 申請情報の内容が第六十一条に規定する登記原因を証する情報の内容と合致しないとき。

有者が二人以上であるときはその所有者ごとの持分

四 前二号に掲げるもののほか、不動産を識別するためには必要な事項として法務省令で定めるもの

（職権による表示に関する登記）

第二十八条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

（登記官による調査）

第二十九条 登記官は、表示に関する登記について第十八条の規定により申請があつた場合及び前条の規定により職権で登記しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該不動産の表示に関する事項を調査することができ

る。

第二款 土地の表示に関する登記

（土地の表示に関する登記の登記事項）

第三十条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

二 前項第三号の地目及び同項第四号の地積に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（地番）

第三十一条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」といいう。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならぬ。

（土地の表題登記の申請）

第三十二条 新たに生じた土地又は表題登記がなされた登記の登記の登記又は更正登記（表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記）は、表題部所有者以外の者は、申請することができない。

（表題部所有者の変更等に関する登記手続）

第三十三条 表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記（表題部所有者の氏名等の変更の登記又は更正の登記）は、表題部所有者以外の者は、申請することができない。

（表題部所有者の登記）

第三十四条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

二 前項第三号の地目及び同項第四号の地積に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（地番）

第三十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」といいう。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならぬ。

（土地の表題登記の申請）

第三十六条 新たに生じた土地又は表題登記がなされた登記の登記の登記又は更正登記（表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記）は、表題部所有者以外の者は、申請することができない。

（表題部所有者の変更等に関する登記手続）

第三十七条 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有權の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

（地目又は地積の変更の登記の申請）

第三十八条 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有權の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該

地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

（表題部所有者の更正の登記等）

第三十九条 不動産の所有者と当該不動産の表題部所有者とが異なる場合においてする当該表題

部所有者についての更正の登記は、当該不動産の所有者以外の者は、申請することができない。

二 前項の場合において、当該不動産の所有者は、当該表題部所有者の承諾があるときでなければ、申請することができない。

三 不動産の表題部所有者である共有者の持分についての更正の登記は、当該共有者以外の者は、申請することができない。

四 前項の場合は、申請することができる。

（職権による表示に関する登記）

第二十九条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

（登記官による調査）

第二款 土地の表示に関する登記

（土地の表示に関する登記の登記事項）

第三十条 土地の表示に関する登記の登記事項は、第二十七条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

二 地番

三 地目

四 地積

二 前項第三号の地目及び同項第四号の地積に關し必要な事項は、法務省令で定める。

（地番）

第三十五条 登記所は、法務省令で定めるところにより、地番を付すべき区域（第三十九条第二項及び第四十一条第二号において「地番区域」といいう。）を定め、一筆の土地ごとに地番を付さなければならぬ。

（土地の表題登記の申請）

第三十六条 新たに生じた土地又は表題登記がなされた登記の登記の登記又は更正登記（表題部所有者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記）は、表題部所有者以外の者は、申請することができない。

（表題部所有者の変更等に関する登記手続）

第三十七条 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有權の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

（地目又は地積の変更の登記の申請）

第三十八条 地目又は地積について変更があつたときは、表題部所有者又は所有權の登記名義人は、その変更があつた日から一月以内に、当該

地目又は地積に關する変更の登記を申請しなければならない。

（表題部所有者の更正の登記等）

第三十九条 不動産の所有者と当該不動産の表題部所有者とが異なる場合においてする当該表題

部所有者についての更正の登記は、当該不動産の所有者以外の者は、申請することができない。

二 前項の場合は、申請することができる。

（職権による表示に関する登記）

第二十九条 表示に関する登記は、登記官が、職権ですることができる。

（登記官による調査）

第二款 土地の表示に関する登記

（土地の表示に関する登記の登記事項）

表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請と併せてしなければならない。

第四十九条 二以上の建物が合併して一個の建物を申請することができる。
(合体による登記等の申請)

となつた場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該合体の日から一月以内に、合体後の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題登記及び合体前の建物についての建物の表題部の登記の抹消（以下「合体による登記等」と総称する。）を申請しなければならない。

この場合において、第二号に掲げる場合にあつては当該表題登記がない建物の所有者、第四号に掲げる場合にあつては当該表題登記がある建物の表題部の登記がある建物（所有権の登記がある建物を除く。以下この条において同じ。）の表題部所有者、第六号に掲げる場合にあつては当該表題登記がない建物の所有者及び当該表題登記がある建物の表題部所有者をそれぞれ当該合体後の建物の登記名義人とする所有権の登記を併せて申請しなければならない。

一 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物及び表題登記がある建物のみであるとき。

当該表題登記がない建物の表題部所有者

二 合体前の二以上の建物が表題登記がない建物及び所有権の登記がある建物のみであるとき。当該表題登記がない建物の所有者又は当該所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

三 合体前の二以上の建物がいずれも表題登記がある建物であるとき。当該建物の表題部所有者

四 合体前の二以上の建物が表題登記がある建物及び所有権の登記がある建物のみであるとき。当該表題登記がある建物の表題部所有者又は当該所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

五 合体前の二以上の建物がいずれも所有権の登記がある建物であるとき。当該建物の所

有権の登記名義人

六 合体前の三以上の建物が表題登記がない建物、表題登記がある建物及び所有権の登記が

ある建物のみであるとき。当該表題登記がない建物の所有者、当該表題登記がある建物の表題部所有者又は当該所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人

この款及び第一百八条第五項において同じ。)の登記以外の権利に関する登記がある建物について合体による登記等をする場合において、当該合体による登記等の申請情報と併せて当該権

2 第四十七条並びに前条第一項及び第二項の規定は、二以上の建物が合体して一個の建物となつた場合において合体前の建物がいずれも表題登記がない建物であるときの当該建物についての表題登記の申請について準用する。この場合において、第四十七条第一項中「新築した建物又は区分建物以外の表題登記がない建物の所有権を取得した者」とあるのは、「いずれも表題登記がない二以上の建物が合体して一個の建物となつた場合における当該合体後の建物についての合体時の所有者又は当該合体後の建物が区分建物以外の表題登記がない建物である場合において当該合体の所有者から所有権を取得した者」と、同条第二項中「区分建物」である建物を新築した場合」とあり、及び前条第一項中「区分建物が属する一棟の建物が新築された場合又は表題登記がない建物に接続して区分建物が新築され一棟の建物となつた場合」とあるのは「いずれも表題登記がない二以上の建物が合体して一個の区分建物となつた場合」と、同項中「当該新築された一棟の建物又は当該区分建物が属することとなった一棟の建物」とあるのは「当該合体後の区分建物が属する一棟の建物」と読み替えるものとする。

3 第一項第一号、第二号又は第六号に掲げる場合において、当該二以上の建物（同号に掲げる場合にあっては、当該三以上の建物）が合体して一個の建物となつた後当該合体前の表題登記がない建物の所有者から当該合体後の建物について合体前の表題登記がない建物の所有権に相当する持分を取得した者は、その持分の取得の日から一月以内に、合体による登記等を申請しなければならない。

4 第一項各号に掲げる場合において、当該二以上の建物（同項第六号に掲げる場合にあっては、当該三以上の建物）が合体して一個の建物となつた後に合体前の表題登記がある建物の表題部所有者又は合体前の所有権の登記がある建物の所有権の登記名義人となつた者は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に登記等を申請しなければならない。（合体に伴う権利の消滅の登記）

第五十条 登記官は、所有権、地上権、永小作権、地役権及び採石権をいう。

5 四条第一項第一号（区分建物である建物に係る

2 利に関する登記に係る権利の登記名義人（当該権利に関する登記が抵当権の登記である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む。）が合体後の建物について当該権利を消滅させることについて承諾したこととを証する情報が提供されたとき（当該権利を目的とする第三者の権利に関する登記があつては、当該第三者が承諾したこととを証する情報が併せて提供されたときに限る。）は、法務省令で定めるところにより、当該権利が消滅した旨を登記しなければならない。（建物の表題部の変更の登記）

第五十一条 第四十四条第一項各号（第一号及び第六号を除く。）に掲げる登記事項について変更があつたときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合においては、所有者）は、当該変更があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

2 前項の登記事項について変更があつた後に表題部所有者又は所有権の登記名義人となつた者は、その者に係る表題部所有者についての更正の登記又は所有権の登記があつた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

3 第一項の登記事項について変更があつた後に公用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記があつたときは、所有者（前二項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、公用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がされた日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

4 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物について、第一項の登記事項について変更があつた後に所有権を取得した者（前項の規定により登記を申請しなければならない者を除く。）は、その所有権の取得の日から一月以内に、当該登記事項に関する変更の登記を申請しなければならない。

ものに限る。又は第七号から第九号までに掲げる登記事項（同号に掲げる登記事項にあっては、法務省令で定めるものに限る。次項及び第五十三条第二項において同じ。）に関する変更事項

の登記は、当該登記に係る区分建物と同じ一棟の建物に属する他の区分建物についてされた変更の登記としての効力を有する。

前項の場合において、同項に規定する登記事項に関する変更の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該一棟の建物に属する他の区分建物について、当該登記事項に関する変更の登記をしなければならない。

(区分建物となつたことによる建物の表題部の変更の登記)

第五十二条 表題登記がある建物（区分建物を除く。）に接続して区分建物が新築されて一棟の建物となつたことにより当該表題登記がある建物が区分建物になつた場合における当該表題登記がある建物についての表題部の変更の登記の申請は、当該新築に係る区分建物についての表題登記の申請と併せてしなければならない。

前項の場合において、当該表題登記がある建物の表題部所有者又は所有権の登記名義人は、当該新築に係る区分建物の所有者に代わって、当該新築に係る区分建物についての表題登記を申請することができる。

いずれも表題登記がある二以上の建物（区分建物を除く。）が増築その他の工事により相互に接続して区分建物になつた場合における当該表題部所有者又は所有権の登記名義人は、表題登記がある他の建物の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの者の相続人その他的一般承繼人に代わって、当該表題登記がある他の建物について表題部の変更の登記を申請することができる。

(建物の表題部の更正の登記)

第五十三条 第二十七条第一号、第二号若しくは第四号（同号）にあっては、法務省令で定めるものに限る。又は第四十四条第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる登記事項に間する更正の登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人（共用部分である旨の登記又は団地

共用部分である旨の登記がある建物の場合にあつては、所有者)以外の者は、申請することができない。
 第五十五条第五項及び第六項の規定は、建物が区分建物である場合における同条第五項に規定する登記事項に関する表題部の更正の登記について準用する。
 (建物の分割、区分又は合併の登記)

第五十四条 次に掲げる登記は、表題部所有者又は所有権の登記名義人以外の者は、申請することができない。

一 建物の分割の登記 (表題登記がある建物の附属建物を当該表題登記がある建物の登記記録から分割して登記記録上別の一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

二 建物の区分の登記 (表題登記がある建物又は附属建物の部分であつて区分建物に該当するものを登記記録上区分建物とする登記をいふ。以下同じ。)

三 建物の合併の登記 (表題登記がある建物を登記記録上他の表題登記がある建物の附属建物とする登記又は表題登記がある区分建物を登記記録上これと接続する他の区分建物である表題登記がある建物若しくは附属建物に合併して一個の建物とする登記をいう。以下同じ。)

四 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分で建物の区分の登記であつて、第一項の規定は、所有者以外の者は、申請することができない。

五 第五十五条第一項並びに第七十六条第一項において同じ。のうち特定登記(所有権等の登記以外の権利に関する登記であつて、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十七条第一項において同じ。)の登記について准用する。

第五十五条 登記官は、敷地権付き区分建物(区分建物に関する敷地権の登記がある建物をいふ。第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十七条第一項において同じ。)の登記又は建物の区分の登記は、所有者以外の者は、申請することができない。

三 第四十一条の規定は、所有権等の登記以外の権利に関する登記がある建物についての建物の分割の登記又は建物の区分の登記をするときについて准用する。

(特定登記)

第五十五条 登記官は、敷地権付き区分建物(区分建物に関する敷地権の登記がある建物をいふ。第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十七条第一項において同じ。)のうち特定登記(所有権等の登記以外の権利に関する登記であつて、第七十三条第一項及び第三項、第七十四条第二項並びに第七十七条第一項において同じ。)があるものについて、第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分して処分することができるものとのなつたことにより敷地権の変更の登記をする場合

において、当該変更の登記の申請情報と併せて特定登記に係る権利の登記名義人(当該特定登記が抵当権の登記である場合において、抵当証券が発行されているときは、当該抵当証券の所持人又は裏書人を含む)が当該変更の登記後の当該建物又は当該敷地権の目的であつた土地について当該特定登記に係る権利を消滅させることを承諾したことと証する情報が提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記がある場合にあっては、当該第三者が承諾したことを証する情報を併せて提供されたとき(当該特定登記に係る権利を目的とする第三者的権利に関する登記後は土地について当該特定登記に係る権利が消滅した旨を登記しなければならない。

二 前項の規定は、特定登記がある建物について敷地権の不存在を原因とする表題部の更正の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるもの」とする旨が、当該更正の登記と読み替えるものとする。

三 第一項の規定は、特定登記がある建物の合併による場合における合併による登記等又は建物の合併の登記について準用する。この場合において、同項中「第四十四条第一項第九号の敷地利用権が区分所有者の有する専有部分と分離して処分することができるもの」とする旨が、当該合併による登記と読み替えるものとする。

四 所有权の登記がない建物と所有権の登記がある建物との建物の合併の登記

五 所有権等の登記以外の権利に関する登記がある建物(権利に関する登記であつて、合併後の建物の登記記録に登記することができるものとして法務省令で定めるものがある建物を除く。)の建物の合併の登記

六 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記を申請しなければならない。

第五十六条 次に掲げる建物の合併の登記は、すら建物又は土地」とあるのは、「当該土地」と読み替えるものとする。
 (建物の合併の登記の制限)

第五十七条 建物が滅失したときは、表題部所有者又は所有権の登記名義人(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物又は団地共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記を申請しなければならない)の登記等)を除く。)及び第四十四条第一項各号(第六号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 共用部分である旨の登記にあつては、当該建物以外の一棟の建物に属する建物の区分のとおりとする。

二 団地共用部分である建物が当該建物の所有する建物(当該建物が区分建物であるときは、当該建物が属する一棟の建物)

三 共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記は、当該共用部分である旨の登記(権利に関する登記事項)と、権利に関する登記事項は、次

一 登記の目的

二 申請の受付の年月日及び受付番号

三 登記の目的及びその日付

四 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が二人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分

五 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め

六 共有物分割禁止の定め(共有物若しくは所有権以外の財産権について民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百五十六条第一項た

だし書（同法第一百六十四条において準用する場合を含む。）若しくは第九百八条第二項の規定により分割をしない旨の契約をした場合若しくは同条第一項の規定により被相続人が遺言で共有物若しくは所有権以外の財産權について分割を禁止した場合における共有物若しくは所有権以外の財産權の分割を禁止する定め又は同条第四項の規定により家庭裁判所が遺產である共有物若しくは所有権以外の財產權についてした分割を禁止する審判をいふ。第六十五条において同じ。）があるときは、その定め

七 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因八 第二号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの

（共同申請）

第六十条 権利に関する登記の申請は、法令に別段の定めがある場合を除き、登記権利者及び登記義務者が共同してしなければならない。

（登記原因証明情報の提供）

第六十一条 権利に関する登記を申請する場合は、申請人は、法令に別段の定めがある場合を除き、その申請情報と併せて登記原因を証する（一般承継人による申請）

（判決による登記等）

第六十二条 登記権利者、登記義務者又は登記名義人が権利に関する登記の申請人となることができる場合において、当該登記権利者、登記義務者又は登記名義人について相続その他の一般承継があつたときは、相続人の一般承継人は、当該権利に関する登記を申請することができる。

2 第六十一条、第六十五条又は第八十九条第一項（同条第二項（第九十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第九十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかるわらず、これらの規定により申請を共同してしなければならない者の一方に登記手続をすべきことを命ずる確定判決による登記は、当該申請を共同してしなければならない者の他方が単独で申請することができる。登記権利者は、法人の合併による権利の移転の登記は、登記権利者が単独で申請することができ

3 遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）による登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等）

第六十四条 登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、登記名義人が単独で申請することができる。

2 抵当証券が発行されている場合における債務者の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

（共有物分割禁止の定めの登記）

第六十五条 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記の申請は、当該権利の共有者であるすべての登記名義人が共同してしなければならない。

（権利の変更の登記又は更正の登記）

第六十六条 権利の変更の登記又は更正の登記は、登記上の利害関係を有する第三者（権利の変更の登記又は更正の登記につき利害関係を有する抵当証券の所持人又は裏書人を含む。以下この条において同じ。）の承諾がある場合及び当該第三者がない場合に限り、付記登記によつてすることができる。

（登記の更正）

第六十七条 登記官は、権利に関する登記に誤謬又は遺漏があることを発見したときは、遅滞なく、その旨を登記権利者及び登記義務者（登記権利者及び登記義務者がない場合にあっては、登記名義人。第三項及び第七十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、登記権利者、登記義務者又は登記名義人が同一の人に對し、登記権利者、登記義務者又は登記名義人が二人以上あるときは、その一人に対し通知すれば足りる。

（登記の誤謬）

第六十八条 権利に関する登記の抹消は、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の抹消により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。）の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

（登記の抹消）

第六十九条 権利が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登記されている場合において、当該権利がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該権利に係る権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（買戻しの特約に関する登記の抹消）

第六十九条の二 買戻しの特約に関する登記がされて消滅する旨が登記され、契約の日から十年を経過したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該登記の抹消を申請することができる。

（買戻しの特約による登記の抹消）

第七十条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないと認められる場合において、権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（除権決定による登記の抹消等）

第七十一条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないと認められる場合において、権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法（平成一十三年法律第五十一号）第九十九条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

（登記の抹消）

第七十二条 登記官は、権利に関する登記を完了した後に当該登記が第二十五条第一号から第三号まで又は第十三号に該当するところを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記名義人。第三項及び第七十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了してゐる場合において、相當の調査が行われたと認められるものとができないときは、法務省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前二項の場合において、非訟事件手続法第六条第一項に規定する除権決定があつたときは

（登記の抹消）

第六十条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、单独で第一項の登記の抹消を申請することができる。

（登記の抹消）

4 第一項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報として政令で定めるものを提供したときは、第六十条の規定にかかるだし書の規定を準用する。

（登記の抹消）

第六十八条 権利に関する登記の抹消は、登記上の利害関係を有する第三者（当該登記の抹消により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。）の登記又は更正の登記は、債務者が単独で申請することができる。

（登記の抹消）

第六十九条 権利が人の死亡又は法人の解散によって消滅する旨が登記されている場合において、当該権利がその死亡又は解散によつて消滅したときは、第六十条の規定にかかわらず、登記権利者は、単独で当該権利に関する登記の抹消を申請することができる。

（登記の抹消）

第七十条 登記権利者は、共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が知れないと認められる場合において、権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、登記権利者及び登記義務者並びに登記名義人。第三項及び第七十一条第一項において同じ。）に通知しなければならない。ただし、前項の登記が地上権、永小作権、質権、賃借権若しくは採石権に関する登記又は買戻しの特約に関する登記であり、かつ、登記された存続期間又は買戻しの期間が満了してゐる場合において、相當の調査が行われたと認められるものとができないときは、法務省令で定める方法により調査を行つてもなお共同して登記の抹消の申請をすべき者の所在が判明しないときは、その者の所在が知れないものとみなして、同項の規定を適用する。

4 登記官は、第一項の異議を述べた者がないとき、又は前項の規定により当該異議を却下したときは、職権で、第一項に規定する登記を抹消しなければならない。

（登記の抹消）

第七十二条 抹消された登記の回復

に限る)の回復は、登記上の利害関係を有する第三者(当該登記の回復につき利害関係を有する抵当証券の持人又は裏書人を含む。以下のこの条において同じ。)がある場合には、当該第三者の承諾がある限り、申請することができる。(敷地権付き区分建物に関する登記等)

一 敷地権付き区分建物についての質権又は抵当権に係る権利に関する登記であつて、区分建物に関する敷地権の登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が生ずる前に生じたもの四 敷地権付き区分建物についての所有権又は質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて、区分建物に関する敷地権の登記をした後に登記されたものであり、かつ、その登記原因が当該建物の当該敷地権が生じた後に生じたもの（区分所有法第二十二条第一項本文（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により区分所有者の有する専有部分とその専有部分に係る敷地利用権とを分離して処分することができない場合（以下この条において「分離処分禁止の場合」といふ。）を除く。）

2 第四十六条の規定により敷地権である旨の登記をした土地には、敷地権の移転の登記又は敷地権を目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該土地が敷地権の目的となつた後にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は敷地権についての仮登記若しくは質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて当該土地が敷地権の目的となる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

3 敷地権付き区分建物には、当該建物のみの所有権の移転を登記原因とする所有権の登記又は当該建物のみを目的とする担保権に係る権利に関する登記をすることができない。ただし、当該建物の敷地権が生じた後にその登記原因が生じたもの（分離処分禁止の場合を除く。）又は当該建物のみの所有権についての仮登記若しくは質権若しくは抵当権に係る権利に関する登記であつて当該建物の敷地権が生ずる前にその登記原因が生じたものは、この限りでない。

三 収用（土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）その他の法律の規定による収用をいう。第一百八十八条第一項及び第三項から第五項までにおいて同じ。）によつて所有権を取得した者

2 区分建物にあつては、表題部所有者から所有権を取得した者も、前項の登記を申請することができる。この場合において、当該建物が敷地権付き区分建物であるときは、当該敷地権の登記名義人の承諾を得なければならない。
 （表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記）

第七十五条 登記官は、前条第一項第二号又は第三号に掲げる者の申請に基づいて表題登記がない不動産について所有権の保存の登記をするときは、当該不動産に関する不動産の表示のうち法務省令で定めるものを登記しなければならない。

（所有権の保存の登記の登記事項等）

第七十六条 所有権の保存の登記においては、第五十九条第三号の規定にかかわらず、登記原因及びその日付を登記することを要しない。ただし、敷地権付き区分建物について第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記をする場合は、この限りでない。

2 登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託により所有権の処分の制限の登記をするときは、職権で、所有権の保存の登記をしなければならない。

3 前条の規定は、表題登記がない不動産について嘱託により所有権の処分の制限の登記をする場合について準用する。
 （相続等による所有権の移転の登記の申請）

第七十六条の二 所有権の登記名義人について相続の開始があつたときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があつたことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを見つめた日から三年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。

2 前項前段の規定による登記（民法第九百条及び第九百一条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第四項において同じ。）がされた後に遺産の分割があつたときは、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から

3 三年以内に、所有権の移転の登記を申請しない
は嘱託により、当該各項の規定による登記がさ
れた場合には、適用しない。
(相続人である旨の申出等)

第二百七十六条の三 前条第一項の規定により所有権
の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務
省令で定めるところにより、登記官に対し、所
有権の登記名義人について相続が開始した旨及
び自らが当該所有権の登記名義人の相続人であ
る旨を申し出ることができる。

2 前条第一項に規定する期間内に前項の規定に
よる申出をした者は、同条第一項に規定する所
有権の取得(当該申出の前にされた遺産の分割
によるものを除く。)に係る所有権の移転の登
記を申請する義務を履行したものとみなす。

3 登記官は、第一項の規定による申出があつた
ときは、職権で、その旨並びに当該申出をした
者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項
を所有権の登記に付記することができる。

4 第一項の規定による申出をした者は、その後
の遺産の分割によつて所有権を取得したとき
(前条第一項前段の規定による登記がされた後
に当該遺産の分割によつて所有権を取得したと
きを除く。)は、当該遺産の分割の日から三年
以内に、所有権の移転の登記を申請しなければ
ならない。

5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は
嘱託により、同項の規定による登記がされた場
合には、適用しない。

6 第一項の規定による申出の手續及び第三項の
規定による登記に関し必要な事項は、法務省令
で定める。

(所有権の登記の抹消)

第七十七条 所有権の登記の抹消は、所有権の移
転の登記がない場合に限り、所有権の登記名義
人が単独で申請することができる。

第三款 用益権に関する登記

(地上権の登記事項)

第七十八条 地上権の登記の登記事項は、第五十
九条各号に掲げるもののほか、次とのおりとす
る。

二 地代又はその支払時期の定めがあるとき
は、その定め

三 存続期間又は借地借家法(平成三年法律第
九十号)第二十二条第一項前段若しくは第二

(根抵当権当事者の相続に関する合意の登記の制限)

第九十二条 民法第三百九十八条の八第一項又は第二項の合意の登記は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登記をした後でなければ、することができない。

第九十三条 民法第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記は、第六十条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登記名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登記の申請と併せてしなければならない。

(抵当証券に関する登記)

第九十四条 登記官は、抵当証券を交付したときは、職権で、抵当証券交付の登記をしなければならない。

2 抵当証券法第一条第二項の申請があつた場合において、同法第五条第二項の嘱託を受けた登記所の登記官が抵当証券を作成したときは、当該登記官は、職権で、抵当証券作成の登記をしなければならない。

3 前項の場合において、同項の申請を受けた登記所の登記官は、抵当証券を交付したときは抵当証券交付の登記を、同項の申請を却下したときは抵当証券作成の登記を、同項の登記所に嘱託しなければならない。

4 第二項の規定による抵当証券作成の登記をした不動産について、前項の規定による嘱託により抵当証券交付の登記をしたときは、当該抵当証券交付の登記は、当該抵当証券作成の登記をした時にさかのぼってその効力を生ずる。(質権の登記等の登記事項)

第九十五条 質権又は転質の登記の登記事項は、第五十九条各号及び第八十三条第一項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。

一 存続期間の定めがあるときは、その定め

二 利息に関する定めがあるときは、その定め

三 違約金又は賠償額の定めがあるときは、その定め

四 債権に付した条件があるときは、その条件

五 民法第三百四十六条ただし書の別段の定めがあるときは、その定め

(根抵当権当事者の相続に関する合意の登記の制限)

第二項の合意の登記は、当該相続による根抵当権の移転又は債務者の変更の登記をした後でなければ、することができない。

(根抵当権の元本の確定の登記)

第三百九十八条の十九第二項又は第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合は、第六十条の規定にかかわらず、当該根抵当権の登記名義人が単独で申請することができる。ただし、同項第三号又は第三百九十八条の二十第一項第三号若しくは第四号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合における申請は、当該根抵当権又はこれを目的とする権利の取得の登記の申請と併せてしなければならない。

(抵当証券に関する登記)

第三百九十八条の十九第二項及び第八十九条から第九十一条までの規定は、質権について準用する。この場合において、第九十条及び第九十一条第二項中「第八十九条」とあるのは、「第九十五条第一項又は同条第二項において準用する第八十九条第二項」と読み替えるものとする。

六 民法第三百五十九条の規定によりその設定行為について別段の定め(同法第三百五十六条又は第三百五十七条に規定するものに限る)があるときは、その定め

七 民法第三百六十一條において準用する同法第三百七十七条ただし書の別段の定めがあるとときは、その定め

八 民法第三百六十二条において準用する同法第三百六十二条ただし書の別段の定めがあるとときは、その定め

(同項第四号に掲げる事項を登記した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に称又は住所についての変更の登記又は更正の登記をするため、法務省令で定めるところにより、信託登記を作成することができる。

三 登記官は、第一項各号に掲げる事項を明らかにするために、登記所に登記することを要しない。

(嘱託による信託の変更の登記)

第一百二条 裁判所書記官は、受託者の解任の裁判があつたとき、信託管理人若しくは受益者代理人の選任若しくは解任の裁判があつたとき、又は信託の変更を命ぜたときは、職権で、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

第一百三条 主務官庁は、受託者を解任したとき、信託管理人若しくは受益者代理人を選任し、若しくは解任したとき、又は信託の変更を命じたときは、遅滞なく、信託の変更の登記を登記所に嘱託しなければならない。

登記

第九十六条 買戻しの特約の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、買主が支払った代金(民法第五百七十九条の別段の合意をした場合にあつては、その合意により定めた金額)及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるときはその定めとする。

第五款 信託に関する登記

(信託の登記の登記事項)

第九十七条 信託の登記の登記事項は、第五十九条各号に掲げるもののほか、次とのおりとする。

一 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所

二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め

三 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所

五 信託法(平成十八年法律第八百八号)第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨

六 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨

七 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条に規定する公益信託であるときは、その旨

八 信託の目的

九 信託財産の管理方法

十 信託の終了の事由

十一 その他の信託の条項

十二 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいづれかを登記したときは、同項第一号の受益者の定め

第九十八条 信託の登記の申請は、当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請と同時にしなければならない。

第九十九条 信託法第三号に掲げる登記事項は、受託者に代わってされた信託による権利の変更の登記は、受託者が単独で申請することができる。

第一百条 信託法第三号に掲げる登記の申請は、受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁(その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。第二百二条第二項において同じ。)の解任命令により終了し、新たに受託者が選任されたときは、信託財産に属する不動産についてする受託者の変更による権利の移転の登記は、第六十条の規定にかかわらず、新たに選任された当該受託者が単独で申請することができる。

第一百一条 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が前項に規定する事由により終了したときは、信託財産に属する不動産についてする当該受託者の任務の終了による権利の変更の登記は、第六十条の規定にかかわらず、他の受託者が単独で申請することができる。

(職権による信託の変更の登記)

第一百二条 登記官は、信託財産に属する不動産について次に掲げる登記をするときは、職権で、信託の変更の登記をしなければならない。

一 信託法第七十五条第一項又は第二項の規定による権利の移転の登記

二 信託法第八十六条第四項本文の規定による権利の変更の登記

第一百三条 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託にかかるわざ、他の受託者が単独で申請することができる。

(権利の変更の登記等の特別)

第一百四条の二 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託にかかるわざ、他の受託者が単独で申請することができる。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

(権利の変更の登記等の特別)

第一百四十五条 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託にかかるわざ、他の受託者が単独で申請することができる。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請することができる。

(権利の変更の登記等の特別)

第一百四十六条 信託の併合又は分割により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合における当該権利に係る当該一の信託についての信託の登記の抹消及び当該他の信託にかかるわざ、他の受託者が単独で申請することができる。

2 信託の登記の抹消は、受託者が単独で申請するなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合にあっては、当該信託の登記の申請と同時に分割による権利の変更の登記の申請と同時にしなければならない。信託の併合又は分割以外の事由により不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から受託者を同一とする他の信託の信託財産に属する財産となつた場合も、同様とする。

2 信託財産に属する不動産についてする次の表の上欄に掲げる場合における権利の変更の登記(第九十八条第三項の登記を除く。)について

は、同表の中欄に掲げる者を登記権利者とし、同表の下欄に掲げる者を登記義務者とする。(この場合において、受益者(信託管理人がある場合にあつては、信託管理人。以下この項において同じ。)については、第二十二条本文の規定は、適用しない。

二 不動産に関する権利が信託財産に属する財産となつた場合	一 不動産に関する権利が固有財産に属する財産から信託財産に属する財産となつた場合	受託者	受益者
三 不動産に関する権利が一の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	四 不動産に関する権利が二の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	受託者	受益者
五 不動産に関する権利が二の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	六 不動産に関する権利が二の信託の信託財産に属する財産から他の信託の信託財産に属する財産となつた場合	受託者	受益者

第六款 仮登記

第一百五条 假登記は、次に掲げる場合にすること

の申請をするために登記所に対し提供しなければならない情報であつて、第二十五条第九号の申請情報と併せて提供しなければならないものとされているもののうち法務省令で定めるものを提供することができないとき。

二 第三条各号に掲げる権利の設定、移転、変更又は消滅に関して請求権（始期付き又は停止条件付きのものその他将来確定することが見込まれるものを見込むもの）を保全しようとするとき。

（仮登記に基づく本登記の順位）
第一百六条 仮登記に基づいて本登記（仮登記がされた後、これと同一の不動産についてされる同一の権利についての権利に関する登記であつて、当該不動産に係る登記記録に当該仮登記に基づく登記であることが記録されているものをいう。以下同じ。）をした場合は、当該本登記の順位は、当該仮登記の順位による。

2 仮登記の登記権利者及び登記義務者が共同して仮登記を申請する場合については、第二十二条本文の規定は、適用しない。
(仮登記を命ずる処分)

2 前項の規定は、所有権以外の権利について民
事保全法第五十三条第一項の規定による処分禁
止の登記がされた後、当該処分禁止の登記に係
る仮処分の債権者が当該仮処分の債務者を登記
義務者とする当該権利の移転又は消滅に関し登
記（仮登記を除く。）を申請する場合について

第一百七十七条 登記官は、官庁又は公署が登記権利者（登記をすることによって登記名義人となる者に限る。以下この条において同じ。）のためとした登記の嘱託に基づいて登記を完了したときは、速やかに、当該登記権利者のために登記識別情報を当該官庁又は公署に通知しなければならない。

2 前項の規定により登記識別情報の通知を受けた官庁又は公署は、遅滞なく、これを同項の登記官吏者に通知しなければならない。

第一百十一条

の收用による所有権の移転の規定にかかわらず、起業者がことができる。

3 2 国又は地方公共団体が起業者であるときは、官庁又は公署は、遅滞なく、前項の登記を登記所に嘱託しなければならない。

の権利の收回による権利の消滅の登記について

準用する。

4 土地の収用による権利の移転の登記を申請する場合こは、当該収用により消滅した権利又は

在場合は、当該收用に付する賃料が相殺され失効した差押え、仮差押え若しくは仮処分に關

する登記を指定しなければならない。この場合

において、権利の移転の登記をするときは、登記官は、職権で、当該指定期間を経て登記を抹消する。

詰官は職務で当詰打定に係る登詰を採用しなければならない。

5 登記官は、建物の収用による所有権の移転の

登記をするときは、職権で、当該建物を目的とする所有権等の登記による権利に関する登記シ

する所有権等の登記以外の権利は関する登記を抹消しなければならない。第三項の登記をする

場合において同項の権利を目的とする権利に関する

する登記についても、同様とする。
終了後は、第二項の登記とは、成

6
登詔官は第一項の登詔をするときは職権で、裁決手続開始の登記を抹消しなければならぬ

（第三回）　（第三回）　（第三回）

第五章 登記事項の証明等

(登記事項証明書の交付等)

付して、登記記録に記録されている事項の全部

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請

（筆界特定の申請）

第一百三十二条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請をすることができる。

3 筆界特定の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申請の趣旨

二 筆界特定の申請人の氏名又は名称及び住所

三 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項（表題登記がない土地にあっては、同項第一号に掲げる事項）

四 対象土地について筆界特定を必要とする理由

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

4 筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

5 第十八条の規定は、筆界特定の申請について準用する。この場合において、同条中「不動産を識別するため必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報（以下「申請情報」という。）」であるのは、「第百三十二条第三項各号に掲げる事項に係る情報（第二号、第一百三十二条第一項第四号及び第一百五十条において「筆界特定申請情報」という。）」と「登記所」とあるのは、「法務局又は地方法務局」と、同条第二号中「申請情報」とあるのは、「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。

（申請の却下）

筆界特定登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、筆界特定の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、筆界特定登記官が定めた相当の期間内に、筆界特定の申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

1 対象土地の所在地が当該申請を受けた法務局又は地方法務局の管轄に属しないとき。

二 申請の権限を有しない者の申請によるとき。

三 申請が前条第三項の規定に違反するとき。

四 筆界特定申請情報の提供の方法がこの法律に基づく命令の規定により定められた方式に適合しないとき。

五 申請が対象土地の所有権の境界の特定その他筆界特定以外の事項を目的とするものと認められるとき。

六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手続きにより筆界の確定を求める訴えに係る判決（訴えを不適法として却下したものと除く。第百四十八条において同じ。）が確定しているとき。

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき。ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 手数料を納付しないとき。

九 第百四十六条第五項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないとき。

10 前項の規定による筆界特定の申請の却下は、登記官の処分とみなす。

（筆界特定の申請の通知）

第一百三十三条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、その旨を次に掲げる者（以下「関係人」という。）に通知しなければならない。ただし、前条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合は、この限りでない。

11 対象土地の所有権登記名義人等であつて筆界特定の申請人以外のもの

二 関係土地の所有権登記名義人等

三 前項本文の場合において、関係人の所在が判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときは、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

（測量及び実地調査）

第一百三十二条 筆界調査委員による事実の調査

第一百三十五条 筆界調査委員は、前条第一項の規定による指定を受けたときは、対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすることが、筆界特定の申請人若しくは関係人又はその他の者からその知つている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができる。

（筆界調査委員による事実の調査）

第一百三十五条 筆界調査委員は、前条第一項の規定による指定を受けたときは、対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすることが、筆界特定の申請人若しくは関係人又はその他の者からその知つている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができる。

（測量及び実地調査）

第一百三十六条 筆界調査委員は、対象土地の測量又は実地調査を行うときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を筆界特定の申請人及び関係人に通知して、これに立ち会う機会を与えないなければならない。

2 第百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

（立入調査）

第一百三十七条 法務局又は地方法務局の長は、前条第一項本文の規定による公告及び通知がされた

たときは、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を行うべき筆界調査委員を指定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の筆界調査委員に指定することができない。

一 対象土地又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人（仮登記の登記名義人を含む）。以下この号において「筆界調査委員等」といって、他人の土地に立ち入らせること

ができる。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により筆界調査委員等を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入り

の際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者が数人あるときは、共同してその職務を行なう。ただし、筆界特定登記官の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

5 第一項の規定による立入りをする場合には、まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入り

の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入ってはならない。

6 第一項の規定による立入りをする場合には、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 国は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に對して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

（関係行政機関等に対する協力依頼）

2 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（意見又は資料の提出）

第一百三十九条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 前項の規定による意見又は資料の提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他情報通信の技術を利用する方法であつて

²新法第百十九条第四項の規定は、前項の規定
　　ものとを含む。)がされた際現に登記所に備え付
　　けてある当該指定を受けた事務に係る閉鎖登記
　　簿については、旧法第一十四条ノニ第三項の規
　　定は、なおその効力を有する。

用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

、又は交付された登記済証を含む。) 又は附則第六条第三項の規定により読み替えて適

読み替えられる字句 読み替える字句

読み替えられる字句 読み替える字句
第一条の規定による不動産登記法(平成十六年改正後の不動産登記法律第百二十三号)第三十九条第一項及六条
法第八十条第一項及び第三項

によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する旧法第二十一条第一項の手数料の納付について準用する。この場合において、新法第百十九条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「附則第四項第一条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する旧法第二十二条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の閉鎖登記簿（その附属書類を含む。次項において同じ。）については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定は、適用しない。

4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報（個人情報の保護に関する法律第六十一条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

第五条 この法律の施行前に交付された旧法第二十一条第一項（旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）に規定する登記簿の謄本又は抄本は、民法、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の適用については、これを登記事項証明書とみなす。附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十二条第一項（附則第三条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項において準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条ノ二第三項の規定において準用する旧法第二十二条第一項に規定する登記簿の謄本又は抄本も、同様とする。

第六条 新法第十八条第一号の規定は、登記所ごとに同号に規定する方法による登記の申請をすることができる登記手続として法務大臣が指定した登記手続について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

3 第一項の規定による指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての新法の規定の適用

法（「とあるのは「保険業法（平成七年法律第二百五号）第六十七条において準用する商業登記法（「と、「商業登記法第二百四十五条」とあるのは「保険業法に中「この法律に」とあるのは「保険業法に」と、「この法律の施行」とあるのは「相互会社に関する登記」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第九十六条の十六条第一項並びに第九十六条の十四第一項及び第二項の改正規定、同法第二百一十九条第一項及び第二項の改正規定（「並びに」を「及び」に改め、「及び第四項」を削る部分に限る。）、同法第一百六十九条の五第三項を削る改正規定、同法第一百七十二条及び第八十三条第二項の改正規定、同法第二百六十六条の改正規定（「、第二十一条第一項及び第二項（印鑑の提出）を削り、「第一号及び第二号」を「第十号及び第十一号」に改める部分及び「において」の下に「、同法第二百六十六条の改正規定（「会社更生法（平成十四年法律第二百五十四号）」とあるのは「金融機関等の更生手続の特例等に関する法律」とを加える部分を除く。）並びに同法第三百三十三条第一項第十七号の次に一号を加える改正規定、第四十三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二百六十二条第一項後段を削る改正規定並びに同法第三百三十五条第一項後段及び第三百五十五条第一項後段を削る改正規定、第四十五条中資産の流動化に関する法律第二十二条第二項第七号の次に一号を加える改正規定、同条第四項を削る改正規定、同法第六十五条第三項の改正規定、同法第二百八十三条第二項の改正規定（「第二十七条」を「第十九条の三」に、「印鑑の提出」を「、第二十二条から第二十七条まで（「に改める部分、「同法第二十四条第七号中「書面若しくは第三十二条第二項若しくは第三十三条第二項に規定する譲渡人の承諾書」とあるのは「書面」と）を削る部分及び「準用する会社法第五百七条第三項」と）の下に、「同法第二百四十六条の二中「商業登記法（「とあるのは「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第八十条第一項において準用する商業登記法第二百四十五条」と「と」を加える部分を除く。）及び同法第三百六条第一項第十七号の次に一号を加える改正規

の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十五条の三の改正規定（（第三項）を除く。）を削る部分に限る。）、第五十二条及び第五十五条の規定、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第二十二条の改正規定（（一）、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」ととを削る部分に限る。）、同法第三十九条、第五十六条第六項、第五十七条及び第六十七条から第六十九条までの改正規定、同法第七十八条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）並びに同法第八十三条の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第六十九条中消費生活協同組合法第八一条から第八十三条まで及び第九十条第四項の改正規定並びに同法第九十二条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第六十九条中医療法第四十六条の三の六及び第七十条の二十一第六項の改正規定並びに同法第九十三条の改正規定（同条第四号中「第五十一条の三」を「第五十一条の三第一項」に改める部分を除く。）、第七十一条中農業協同組合法第三十六条第二十四条第一項の改正規定（第十七条（第三項ヲ除ク）を「第十七条」に改める部分に限る。）、第八十一条中農業協同組合法第三十六条第七項の改正規定、第八十条中農村負債整理組合法第三項の改正規定及び同法第一百一条第一項第四十号の次に一号を加える改正規定、第八十三条中水産業協同組合法第四十条第七項の改正規定、同法第四十三条の五の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条の五の次に一条を加える改正規定、同法第八十六条第二項の改正規定及び同法第一百三十条第一項第三十八条の次に一号を加える改正規定、第八十五条中漁船損害等補償組合法第七十一条から第七十三条までの改正規定及び同法第八十三条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）、第八十七条中森林組合法第五十条第七項の改正規定、同法第六十条の三の次に二条を加える改正規定、同法第六十条の四第三項及び同法第一百条第二項の改正規定並びに同法第一百二十二条第一項第十二号の次に一号を加える改正規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律第二十二条第二項の改正規定、第

九十三条中農林中央金庫法第四十六条の三の次に一条を加える改正規定、同法第四十七条第三項の改正規定及び同法第一百条第一項第十六号の次に一号を加える改正規定、第九十三条中中小企業等協同組合法の目次の改正規定、同法第四章第二節第一款及び第二款の款名を削る改正規定、同法第九十三条から第九十五条まで、第十九十六条第四項及び第九十七条第一項の改正規定並びに同法第一百三条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改める部分及び「、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「中小企業等協同組合法第九十三条第二項各号」と）を削る部分に限る。）第九十六条の規定（同条中商品先物取引法第十八条第二項の改正規定、同法第二十九条の改正規定（前号に掲げる部分に限る。）並びに同法第五十八条、第七十七条第二項及び第一百四十四条の十一第二項の改正規定を除く。）、第十九十八条中輸出入取引法第十九条第一項の改正規定（「第八項」の下に「、第三十八条の六」を加える部分を除く。）、第一百条の規定（同条中小企業団体の組織に関する法律第百十三条第一項第十三号の改正規定を除く。）、第一百二条中技術研究組合法の目次の改正規定、同法第八章第二節の節名の改正規定、同章第三節第一百五十九条第三項から第五項まで及び第一百六十条第一項の改正規定並びに同法第一百六十八条の改正規定（「、第四十八条」を「、第五十一条」に、「並びに第百三十二条」を「、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条」に改め、「第四十八条第二項中「会社法第九百三十三条第二項各号」とあるのは「技術研究組合法第百五十六条第二項各号」と、同法第五十条第一项、「」を削る部分に限る。）、第一百七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第一百十五条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）会社法改正附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

条、第五十八条、第六十条、第六十二条及び
第六十三条の規定並びに次条並びに附則第十
条、第十二条及び第十三条の規定 公布の日
から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。

(政令への委任) この附則に定めるもののほか、この法律
の施行に必要な経過措置(罰則に関する経
過措置を含む。)は、政令で定める。